

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第296号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第280号）

事件名：特定課の行政文書の管理規定の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「監督課の行政文書の管理規定」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成29年3月7日付け愛知労働局文書取扱規則」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月27日付け愛労発基0327第5号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年2月2日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「監督課の行政文書の管理規定」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成30年3月27日付け愛労発基0327第5号により、開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「監督課の行政文書の管理規定」の開示を求めるものであるところ、処分庁において、本件対象文書として「平成29年3月7日付け愛知労働局文書取扱規則」を特定した。

本件対象文書は、愛知労働局における行政文書の取扱いについて、必要な事項を定めた文書であり、愛知労働局労働基準部監督課においては、本件対象文書に基づき行政文書の管理を行っているものである。

したがって、本件対象文書に請求者が開示を求める「監督課の行政文書の管理規定」が記載されていることは明らかであり、本件対象文書の特定は妥当である。

#### 4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「審査請求に係る行政文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、その具体的な論拠は示されておらず、本件対象文書の特定については、上記3のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月27日   | 審議            |
| ④ 同年10月18日  | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、文書特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件請求文書は、「監督課の行政文書の管理規定」であるところ、処分庁は、「平成29年3月7日付け愛知労働局文書取扱規則」を本件対象文書として特定した。

イ 本件対象文書は、厚生労働省本省において作成された「厚生労働省

行政文書管理規則」を踏まえ、愛知労働局における事務処理の適正化及び能率化を図るため、愛知労働局における文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）の取扱いについての必要な事項を定めたものであり、①総則、②文書の接受、送付及び移送、③文書の処理、④文書の施行、⑤補則の各章で構成されている。

したがって、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことは妥当である。

ウ また、愛知労働局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものは、保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、労働基準部監督課を含む愛知労働局における行政文書の接受や起案、供覧及び決裁等に関する規定などで構成されていることが認められ、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文言を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として上記第1に掲げる本件対象文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子